

国家公務員の女性職員活躍とワークライフバランス推進に向けた取組について

採用昇任等基本方針（平成26年6月24日）

- 第3次男女共同参画基本計画の定める目標達成に向け、中途採用等を含め、女性職員の採用を積極的に拡大するとともに、登用の阻害要因を把握・分析・除去し、女性職員の登用を拡大
- テレワークなどの柔軟な働き方を推進、両立支援制度を利用しやすい環境を整備

第3次男女共同参画基本計画の定める目標
（平成27年度末）

採用試験からの採用者に占める女性割合	30%程度
「うち1種（総合職）試験の事務系区分の採用者に占める女性割合	30%程度
地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性割合	10%程度
本省課室長相当職以上に占める女性割合	5%程度
指定職に占める女性割合	3%程度

取組指針（10月17日策定予定）

- 女性職員活躍とワークライフバランス推進に関し、以下の3つの改革に係る具体的な施策を盛り込んだ政府全体の取組指針を策定
- ✓ 働き方改革
 - ✓ 育児・介護等と両立して活躍できるための改革
 - ✓ 女性の活躍推進のための改革

取組計画（平成26年末日途に策定予定）

- 女性職員の活躍と職員のワークライフバランスの推進に関する状況把握、課題分析を行った上で、以下の内容を盛り込んだ取組計画を各府省において策定
- ✓ 女性職員の採用に関する目標数値
 - ✓ 女性職員の登用に関する目標数値
 - ✓ 平成32年度末までを視野に入れた取組内容

女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会(全府省事務次官級)・幹事会(人事担当課長級)

各府省の大臣、事務次官等のリーダーシップの下、全省的な推進体制を整備

内閣総理大臣(内閣人事局)が各府省の取組のフォローアップを実施
優良事例の選定・公表